

兵庫県公報

平成20年7月4日 金曜日 第1993号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可(医療保険課).....	1
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課).....	1
道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課).....	2
道路の区域の変更、供用開始等(同).....	3
土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	3
同上(同).....	9
建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定(建築指導課).....	9
道路の指定(同).....	11
同上(同).....	11
公 告	
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(都市計画課).....	12
人事委員会公告	
兵庫県職員 中級・初級採用試験の実施.....	12
正 誤	
平成16年11月2日付け兵庫県公報第1617号.....	15
平成17年3月29日付け兵庫県公報第1658号.....	16

告 示

兵庫県告示第687号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

平成20年7月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 変更事項
組合の地区
次の地区を追加する。
 - (1) 大阪府の次の町
島本町
 - (2) 奈良県の次の町
王寺町
- 2 認可年月日
平成20年6月19日

兵庫県告示第688号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年7月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
日本毛織株式会社印南工場
加古川市米田町船頭440番地
工場長 桜井成道
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
日本毛織株式会社印南工場
加古川市米田町船頭440番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	19号二 精練機	
能	力	1,000kg / 日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後30日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		6時～22時 16時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8～6.5	4～10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	40	400
	化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	30	300
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg / L)	70	200
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg / L)	150	300
	窒 素 含 有 量 (単位 mg / L)	10	20
	り ん 含 有 量 (単位 mg / L)	1	2
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ / 日)		490	600

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年7月4日から同月25日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び加古川市環境政策局環境政策課

兵庫県告示第689号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年7月4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年7月4日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦

覧に供する。

平成20年7月4日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三木穴粟線	姫路市夢前町神種字峠1088番1から 同市夢前町神種字峠1128番まで	旧	10.0から 28.0まで	314.0	一部 予定地
		新	9.0から 28.0まで	312.0	
県道 山之内筋野姫路線	姫路市夢前町菅生潤字新在家29番1から 同市夢前町菅生潤字新在家10番3まで	旧	8.0から 10.0まで	53.0	
		新	9.0から 9.0まで	53.0	

兵庫県告示第690号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年7月4日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年7月4日から2週間、西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月4日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 179号	たつの市龍野町字旭町131番1から 同市龍野町字柳原36番2まで	旧	10.0から 29.0まで	190.0	
		新	7.0から 8.0まで	190.0	

兵庫県告示第691号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年7月4日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井ノ口 (111000001)	加古川市上荘町井ノ口(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

都台(1) (111000002)	加古川市上荘町都台1丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
中西条 (111000003)	加古川市八幡町中西条(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
西条(1) (111000004)	加古川市神野町西条(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
西条(2) (111000005)	加古川市神野町西条(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
志方町 (111000006)	加古川市志方町志方町(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
天下原 (111000007)	加古川市東神吉町天下原(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
辻 (111000008)	加古川市西神吉町辻(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
都台(2) (111000009)	加古川市上荘町都台1丁目(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
一本松(1) (111000010)	加古川市平荘町一本松(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
升田(1) (111000011)	加古川市東神吉町升田(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
都台(3) (111000012)	加古川市上荘町都台2丁目(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
薬栗(1) (111000013)	加古川市上荘町薬栗(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
薬栗(2) (111000014)	加古川市上荘町薬栗(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
池尻 (111000015)	加古川市平荘町池尻(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
升田(3) (111000016)	加古川市東神吉町升田(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
神吉 (111000017)	加古川市東神吉町神吉(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊

宮前(2) (111000018)	加古川市西神吉町宮前(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
高畑 (111000019)	加古川市志方町高畑(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
大宗(1) (111000020)	加古川市志方町大宗(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
大宗(2) (111000021)	加古川市志方町大宗(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
永室 (111000022)	加古川市志方町永室(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
野尻(1) (111000023)	加古川市志方町野尻(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
細工所 (111000024)	加古川市志方町細工所(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑(1) (111000025)	加古川市志方町畑(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑(2) (111000026)	加古川市志方町畑(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑(3) (111000027)	加古川市志方町畑(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
一本松(2) (111000028)	加古川市平荘町一本松(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
野尻(2) (111000029)	加古川市志方町野尻(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
成井 (111000030)	加古川市志方町成井(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
殿屋敷川 (211000001)	加古川市志方町畑(別図31のとおり)	土石流
畑(1) (211000002)	加古川市志方町畑(別図32のとおり)	土石流
畑川 (211000003)	加古川市志方町畑(別図33のとおり)	土石流

池内川(1) (211000004)	加古川市志方町行常(別図34のとおり)	土石流
札馬(1) (211000005)	加古川市志方町大澤(別図35のとおり)	土石流
中津倉川 (211000006)	加古川市志方町細工所(別図36のとおり)	土石流
野尻(1) (211000007)	加古川市志方町野尻(別図37のとおり)	土石流
宮谷 (211000008)	加古川市志方町永室(別図38のとおり)	土石流
長楽寺川(1) (211000009)	加古川市志方町永室(別図39のとおり)	土石流
成井川 (211000010)	加古川市志方町成井(別図40のとおり)	土石流
飯盛川 (211000011)	加古川市平荘町一本松(別図41のとおり)	土石流
小畑西川 (211000012)	加古川市平荘町小畑(別図42のとおり)	土石流
西山川 (211000013)	加古川市平荘町西山(別図43のとおり)	土石流
谷口川(1) (211000014)	加古川市平荘町山角(別図44のとおり)	土石流
谷口川(2) (211000015)	加古川市平荘町山角(別図45のとおり)	土石流
黍田川 (211000016)	加古川市上荘町白沢(別図46のとおり)	土石流
岩谷川 (211000017)	加古川市志方町畑(別図47のとおり)	土石流
札馬(2) (211000018)	加古川市志方町大澤(別図48のとおり)	土石流
越水 (211000019)	加古川市志方町大澤(別図49のとおり)	土石流

細工所 (211000020)	加古川市志方町細工所(別図50のとおり)	土石流
野尻川 (211000021)	加古川市志方町野尻(別図51のとおり)	土石流
原(1) (211000023)	加古川市志方町原(別図52のとおり)	土石流
長楽寺川(2) (211000024)	加古川市志方町西飯坂(別図53のとおり)	土石流
広尾(1) (211000025)	加古川市志方町野尻(別図54のとおり)	土石流
畑(2) (211000026)	加古川市志方町畑(別図55のとおり)	土石流
畑(3) (211000027)	加古川市志方町畑(別図56のとおり)	土石流
畑(4) (211000028)	加古川市志方町畑(別図57のとおり)	土石流
長楽寺川(3) (211000029)	加古川市志方町東飯坂(別図58のとおり)	土石流
池内川(2) (211000030)	加古川市志方町行常(別図59のとおり)	土石流
投松川 (211000031)	加古川市志方町大澤(別図60のとおり)	土石流
野尻(2) (211000032)	加古川市志方町野尻(別図61のとおり)	土石流
西牧(3) (211000034)	加古川市志方町西牧(別図62のとおり)	土石流
西牧(4) (211000035)	加古川市志方町西牧(別図63のとおり)	土石流
山中(1) (211000036)	加古川市志方町山中(別図64のとおり)	土石流
西牧(5) (211000037)	加古川市志方町西牧(別図65のとおり)	土石流

城山川 (211000038)	加古川市志方町細工所(別図66のとおり)	土石流
西川 (211000039)	加古川市志方町廣尾(別図67のとおり)	土石流
広尾(2) (211000040)	加古川市志方町廣尾(別図68のとおり)	土石流
広尾(3) (211000041)	加古川市志方町廣尾(別図69のとおり)	土石流
広尾(4) (211000042)	加古川市志方町廣尾(別図70のとおり)	土石流
奥新田 (211000043)	加古川市平荘町中山(別図71のとおり)	土石流
原(2) (211000044)	加古川市志方町原(別図72のとおり)	土石流
原(3) (211000045)	加古川市志方町原(別図73のとおり)	土石流
原(4) (211000046)	加古川市志方町原(別図74のとおり)	土石流
寺谷川 (211000047)	加古川市志方町原(別図75のとおり)	土石流
原(5) (211000048)	加古川市志方町原(別図76のとおり)	土石流
山中(2) (211000049)	加古川市志方町山中(別図77のとおり)	土石流
原(6) (211000050)	加古川市志方町原(別図78のとおり)	土石流
西山 (211000051)	加古川市志方町西山(別図79のとおり)	土石流
神吉 (211000052)	加古川市東神吉町神吉(別図80のとおり)	土石流
広尾川 (211000053)	加古川市志方町廣尾(別図81のとおり)	土石流

小畑 (211000054)	加古川市平荘町小畑(別図82のとおり)	土石流
小野 (211000055)	加古川市上荘町小野(別図83のとおり)	土石流
白沢 (211000056)	加古川市上荘町白沢(別図84のとおり)	土石流

(別図1から別図84までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、東播磨県民局県土整備部加古川土木事務所及び加古川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第692号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年7月4日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西牧(1) (211000022)	加古川市志方町西牧 姫路市飾東町唐端新(別図1のとおり)	土石流
西牧(2) (211000033)	加古川市志方町西牧 姫路市飾東町唐端新(別図2のとおり)	土石流

(別図1及び2は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、東播磨県民局県土整備部加古川土木事務所、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所、加古川市役所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第693号

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条第3号の規定に基づき、同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定める。

平成20年7月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 下表(い)欄に掲げる学校において、(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、(は)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)
学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校	平成20年国土交通省告示第743号(以下「告示第743号」という。)の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	告示第743号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。)	2年

防衛省設置法(昭和29年法律第164号)による防衛大学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	告示第743号の第1に規定する科目	0年
	告示第743号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	告示第743号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。)	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	平成20年国土交通省告示第744号(以下「告示第744号」という。)の第1に規定する科目(同告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	4年

(注)(ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の規定の例によるものとし、学校教育法による短期大学にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の規定の例によるものとする。

- 2 下表(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	2年	告示第743号の第1に規定する科目	0年
		告示第743号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
		告示第743号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。)	2年
	1年	告示第744号の第1に規定する科目	3年
学校教育法による中学校	2年	告示第744号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	4年
		告示第744号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。)	5年

(注)(は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 下表(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実

務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	告示第743号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	2年	告示第743号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。)	2年
	1年	告示第744号の第1に規定する科目	3年
学校教育法による中学校	3年	告示第744号の第1に規定する科目	3年
	2年	告示第744号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	4年
	1年	告示第744号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。)	5年

(注)(は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に平成3年10月9日付け住指発第441号建設省住宅局長通達(以下「通達」という。)1から8に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ通達1から8に定める年数(以下「通達年数」という。)に満たない年数しか有しない者で、施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ通達年数以上を有することとなる者
- 5 施行日前から引き続き通達1から8に掲げる課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ通達年数以上の建築実務の経験を有することとなる者
- 6 前各号に掲げる者のほか知事が建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認める者

附 則

この告示は、建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)の施行の日(平成20年11月28日)から施行する。

兵庫県告示第694号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、その関係図書は、平成20年7月4日から東播磨県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成20年7月4日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H20東播予定 0001号	20.6.17	加古郡稲美町国安字皿池267番1の一部、267番6の一部、267番7の一部、267番9の一部、269番の一部	6.00	71.36

兵庫県告示第695号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、その関係図書は、平成20年7月4日から西播磨県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。
平成20年7月4日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H20西播予定 0002号	20.6.20	赤穂郡上郡町上郡字川向ノ三151番5、151番6、152番1の一部、152番5、152番8、153番2の一部、153番6、153番7、153番8の一部、153番13の一部、154番2の一部、154番6、154番7、154番8の一部、156番2、156番6、156番8の一部、157番1、157番2の一部、157番3の一部、157番4の一部、1680番1、1680番11	12.00 ~ 16.00	45.00

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年7月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市吉馬字飯盛1840番1、1840番2、1840番43、1840番25から1840番27の各一部、1840番44の一部、1840番66の一部
同 市吉馬字鍋子1787番1の一部、1787番5の一部、1788番1の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加東市吉馬1788番地の1
株式会社フジイ 代表取締役 藤井 広 幸
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成17年2月18日
兵庫県指令開第1-2号(16社)
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市森字本谷1027番1の一部、1034番1、1034番2の一部
同 市森字東谷1038番7から1038番9の一部、1038番61の一部、1038番62の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪府八尾市陽光園2丁目4番12号
辻運輸株式会社 代表取締役 中川 隆 司
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成20年1月24日
兵庫県指令北播(建)第1-14号(19加東)

人 事 委 員 会 公 告

兵庫県職員 中級・初級採用試験の実施

兵庫県職員 中級・初級採用試験を次のとおり実施する。

平成20年7月4日

兵庫県人事委員会

- 1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

(中級)

試験職種	採用予定人員	受験資格														
(1) 臨床検査技師 (2) 診療放射線技師 (3) 土木職	4名程度 3名程度 1名程度	1 年齢制限 次に掲げる者とする。 <table border="1" data-bbox="740 394 1361 788"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨床検査技師</td> <td>昭和57年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者(平成21年4月1日現在で21歳から26歳までの者)</td> </tr> <tr> <td>診療放射線技師</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木職</td> <td>昭和58年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者(平成21年4月1日現在で20歳から25歳までの者)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、土木職は次のいずれかに該当する者は受験できない。</p> (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した者又は卒業する見込みの者などその在学期間が2年を超える者 (2) 外国における大学等を卒業した者(平成21年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)で学校教育における16年の課程を修了した者(平成21年3月31日までに当該課程を修了する見込みの者を含む。) 2 免許 次の職種は、それぞれの免許取得者又は取得見込み者に限る。 なお、採用にあたっては、それぞれの免許の取得を必要とする。 <table border="1" data-bbox="740 1397 1361 1563"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>免許</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨床検査技師</td> <td>臨床検査技師の免許</td> </tr> <tr> <td>診療放射線技師</td> <td>診療放射線技師の免許</td> </tr> </tbody> </table>	職種	年齢	臨床検査技師	昭和57年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者(平成21年4月1日現在で21歳から26歳までの者)	診療放射線技師		土木職	昭和58年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者(平成21年4月1日現在で20歳から25歳までの者)	職種	免許	臨床検査技師	臨床検査技師の免許	診療放射線技師	診療放射線技師の免許
職種	年齢															
臨床検査技師	昭和57年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者(平成21年4月1日現在で21歳から26歳までの者)															
診療放射線技師																
土木職	昭和58年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者(平成21年4月1日現在で20歳から25歳までの者)															
職種	免許															
臨床検査技師	臨床検査技師の免許															
診療放射線技師	診療放射線技師の免許															

(初級)

試験職種	採用予定人員	受験資格
(1) 一般事務職 (2) 警察事務職 (3) 教育事務職 (4) 土木職 (5) 小中学校事務職 (市町立小中学校等)	8名程度 4名程度 1名程度 1名程度 8名程度	1 年齢制限 次に掲げる者とする。 昭和59年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者(平成21年4月1日現在で18歳から24歳までの者) なお、定時制及び通信制の高等学校に在学する者(高等学校卒業以上の学歴を有する者は除く。)に限り、昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者(平成21年4月1日現在で18歳から30歳までの者)とする。

		<p>ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。</p> <p>(1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学等を卒業した者又は卒業する見込みの者などその在学期間が2年を超える者</p> <p>(2) 外国における大学等を卒業した者（平成21年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）で学校教育における16年の課程を修了した者（平成21年3月31日までに当該課程を修了する見込みの者を含む。）</p>
--	--	--

備考

- 1 この試験を受けられない者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 日本国籍を有しない者
 （臨床検査技師、診療放射線技師及び小中学校事務職は、日本国籍を有しない者も試験を受けることができる。）
 - (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第 1 次 試 験	平成20年 9月28日（日）	神戸会場： 県立大学神戸学園都市キャンパス 姫路会場： 県立姫路労働会館 豊岡会場： 県立豊岡高等学校
第 2 次 試 験	平成20年10月28日（火）から同月31日（金）までのうち指定する1日	神戸市内

3 試験の方法

- (1) 第1次試験
 （中級）
 - ア 教養試験
 短期大学、高等専門学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。
 - イ 専門試験
 各職種に必要な短期大学、高等専門学校卒業程度の専門的知識について択一式により試験を行う。
 - ウ 論文試験
 一般的な課題により短期大学、高等専門学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得性、文章表現力・文章構成力について試験を行う。
 （初級）
 - ア 教養試験
 高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。
 - イ 専門試験（土木職）
 職種に必要な高等学校卒業程度の専門的知識について択一式により試験を行う。
 - ウ 論文試験

一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得性、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して行う。

ア 口述試験

個別面接、個別面接の方法により試験を行う。

イ 適性検査(中級のみ)

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

(1) 第1次試験

平成20年10月17日(金)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、受験者全員に通知する。

(2) 第2次試験

平成20年11月14日(金)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、第2次試験受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角型2号封筒)を同封のうえ、「中級・初級請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000032.html

(2) 受験申込み

ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申込みこと。受験票は、申込みを受け付け後、平成20年9月17日頃に発行する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000067.html

イ 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真(申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの)を貼り、兵庫県人事委員会事務局(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)へ提出すること。受験票は、申込みを受け付け後、平成20年9月17日頃に発送する。

(3) 受付期間は、インターネットによる場合は平成20年8月15日(金)午前9時から同月27日(水)午後5時まで、郵送による場合は平成20年8月15日(金)から同年9月5日(金)(必着)まで、持参による場合は平成20年8月15日(金)から同年9月10日(水)までとする(持参による場合は土曜日及び日曜日を除く。)

持参による場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

なお、インターネットによる場合は平成20年8月27日(水)午後5時までに受信したもので、郵送による場合は平成20年9月5日(金)に到着したもので有効とする。

6 その他

(1) 最終合格者は、試験職種・区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者において採用前に身体検査等を行い、採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から平成22年3月31日まで有効とする。

(2) この試験についての問い合わせは、兵庫県人事委員会事務局職員課(電話 078 341 - 7711 内線 5920、5921)あてに行うこと。

正

誤

平成16年11月2日付け(兵庫県公報第1617号)
兵庫県選挙管理委員会告示第100号(平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部改正)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
42	下から1	2丁目	5丁目

平成17年3月29日付け(兵庫県公報第1658号)
兵庫県選挙管理委員会告示第137号(平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部改正)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
30	下から20	けやきホーム	けやきホール